

つみき保育園における感染症の登園基準一覧表

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
登園に際しては、以下の配慮をお願いします。

- ①園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと
- ②子どもの健康(身体)状態が保育園での集団生活に対応できる状態に回復していること
- ③登園停止期間が過ぎても子どもの状態が良好ではない場合家庭保育で様子を見るようお願いします。
- ④必要に応じて主治医からの通園許可書を請求することがあります。

I.「保育所における感染症ガイドライン」で定められた登園停止が必要な感染症

感染症名	感染経路	登園停止期間
インフルエンザ	接触感染 飛沫感染 空気感染	解熱後3日を経過するまで
手足口病	接触感染 飛沫感染 空気感染	基本的に登園停止ではありませんが 感染症の病気である為、化膿疹や水 膨れがみられる場合は家庭保育の協 力をお願いします。 ※発熱や口腔内に水泡等影響がなく普段 の食事がとれていることが登園目安。
ヘルパンギーナ	飛沫感染 接触感染	
溶連菌感染症	飛沫感染	抗菌薬内服後24～48時間経過し、全 身状態良好と判断されるまで
百日咳	飛沫感染	特有の咳が消失するまで又は5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が 終了するまで
麻疹(はしか)	飛沫感染	解熱後3日を経過するまで
風疹	飛沫感染 接触感染	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎	飛沫感染 接触感染	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が 発現した後5日を経過し、かつ全身状 態が良好になるまで
水痘(みずぼうそう)	飛沫感染 接触感染	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	飛沫感染 接触感染 経口感染	主要症状が消退した後2日を経過する まで
腸管出血性大腸菌感染症	経口感染	伝染のおそれがないと 医師が認めるまで
流行性角結膜炎	接触感染	
伝染性膿痂疹(とびひ)	接触感染	医師の診断後、皮疹が乾燥している か、湿潤部分が被覆できる程度のもの であること
突発性発疹		医師の診断後、熱がさがり全身状態 良好と判断するまで
アタマジラミ	接触感染	基本登園停止ではありません。 皮膚科受診や駆除のお願いします。 毎日の布団カバー等の持ち帰り